

串間市入札等監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、串間市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市の入札・契約制度及びその適正な運用に関すること。
- (2) 市が契約した案件のうち委員会が抽出したのものに関し、入札参加資格の設定の理由、入札に係る指名の理由及び経緯、契約の理由等に関すること。
- (3) 市が契約した案件のうち、談合情報が寄せられたものについて、市の対応状況等に関すること。
- (4) その他入札及び契約の手続の透明性及び公正性の確保に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で識見を有し、中立かつ公正の立場で客観的に入札及び契約に関する審査その他の業務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が定められていない場合においては、市長が招集を行うものとする。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門的知識を有する者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己、自己の配偶者又は三親等内の親族に利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(委員会の公開)

第9条 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

- 2 委員会の議事概要は、これを公表する。

(意見の具申)

第10条 委員会は、第2条（第3号を除く。）の事務に関し報告の内容又は審議した案件について不適切な点又は改善すべき点があるときは、市長に対して意見の具申を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらずこの要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は令和8年3月31日までとする。